戦没者援護台帳システム導入業務委託契約書(案)

浦添市(以下「甲」という。)及び※※※※※※※※※(以下「乙」という。)は、以下の事項について契約を締結する

1 件 名:「戦没者援護台帳システム導入業務委託契約」

2 契約金額: ※※※※※※※円

(うち消費税及び地方消費税の額※※※※※※円

内 訳	金額
導入作業費	※※※※※※円(うち消費税及び地方消費税※※円)
運用保守業務	※※※※※円(うち消費税及び地方消費税※※円)

3 履行期間:(自)契約締結日

(至)令和 年 月 日

4 履行場所: 浦添市役所 3階 甲が指定する場所

5 契約保証金:浦添市契約規則第6条による

6 その他の事項: 別紙条項のとおり

本契約の成立を証して、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上各自1通保管する。

令和6年 月 日

甲 浦添市安波茶1丁目1番1号 浦添市長 松本 哲治

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、別紙業務委託仕様書 (以下「仕様書」という。)に従い、この契約(この契約書及び仕様書を内容とする業務の委託 契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、契約の目的物(以下「成果物」という。)を甲に引き渡すものとし、甲は、その業務委託料を支払うものとする。
- 第2条 乙は甲に対し、システムの導入及び運用保守業務を行うものとし、甲はその対 価として乙に支払うものとする。
- 2 導入及び運用保守業務については、別紙仕様書に基づき、行うものとする。

(契約金額)

第3条 本契約の金額は、頭書記載事項2のとおりとする。

(支払)

第4条 甲は、乙からの請求書受領後30日以内に乙に本契約の対価を支払うものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

第5条 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約に基づく権利を 第三者に譲渡し若しくは義務を第三者に引き受けさせてはならない。

(再委託等の禁止)

第6条 乙は、業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

(秘密の保持)

第7条 甲及び乙は、本契約の履行に関連して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

- 第8条 乙は、本契約に係る業務の遂行上で浦添市個人情報保護法施行条例に規定する個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、個人情報の漏洩、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するための措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。
- 2 乙は、本契約に係る業務の遂行するに当たって、別記「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。

(監督等)

- 第9条 甲は、適正な業務の遂行を図るため、乙に対して常に状況に応じた監督を行い、契約の履行を確保するものとする。
- 2 乙は、前項の規定による甲の監督を受け、甲から業務改善命令等がなされた場合には、その是正等の措置をしなければならない。

(検査等)

- 第10条 乙は本契約に係る業務を完了したときは、その旨書面をもって甲に通知しなければ ならない。
- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して 10 日以内に乙の立会 のもとに成果物の検査を行い、その結果を乙に通知するものとする。
- 3 乙は、検査に合格しないときは、甲の指示する期間内にこれを是正しなければならない。この場合の是正の完了の通知及び検査については、前項の規定を準用する。

(履行遅延の場合における違約金等)

- 第11条 乙の責めに帰すべき事由により履行期間内に本契約に係る業務を完了することができない場合においては、甲は、違約金の支払を乙に請求することができる。
- 2 前項の違約金の額は、契約金額につき、履行期間の翌日から完了検査に合格した日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき計算した額とする。ただし、遅延日数は、当該完了検査に要した日数を除くものとする。

(危険負担)

第12条 成果物の危険負担は、検査に合格したとき乙から甲に移転するものとし、移転前に生じた損害は乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失によって生じた場合、又は天災地変その他避けることができない非常災害による場合はこの限りではない。

(契約不適合責任)

第13条 契約不適合に対する保証期間は、引渡しの日より1年間とする。

(事故等の報告)

第14条 乙は、業務実施に関し事故が発生したときは、甲に対し速やかに報告し、必要な指示 を受けなければならない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が正当な理由なくこの契約を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(協議)

第16条 この契約に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、甲乙協議の上定めるものとする。

個人情報取扱特記事項(案)

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報(生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、 生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。)の保護の 重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害すること のないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、本契約に係る業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。 本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3条 乙は、本契約に係る業務に関して知り得た個人情報について、漏洩、滅失及び毀 損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第4条 乙は、本契約に係る業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目 的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5条 乙は、甲の指示がある場合を除き、本契約に係る業務に関して知り得た個人情報 を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、本契約に係る業務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときにはこの限りでない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、本契約による個人情報取扱事務については自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、甲が承諾した場合はこの限りではない。

(資料等の返却又は廃棄)

- 第8条 乙は、本契約に係る業務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、 若しくは作成した個人情報が記録された資料等(以下、受託情報)は、本契約の業務完了後 直ちに甲に返還し、又は引渡すものとする。但し、甲の指示が有るときは、その指示内容に 従い甲の許可を得て削除又は廃棄するものとする。
- 2 乙は、返却若しくは、前項の規定により削除又は廃棄が完了した場合には、甲に対して報告

するものとし、甲は、その完了を確認するものとする。

- 3 前項に定める報告の完了の確認は、次のいずれかによるものとする。
 - (1)甲が、乙より受託情報が記録された帳票類や記録媒体等を受領したとき
 - (2)甲が、乙より受託情報が記録された帳票類や記録媒体等の削除又は廃棄が完了した旨の書面を受領したとき

(調查)

- 第9条 乙は、本契約に係る業務を行うに当たり取扱う個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、随時調査し報告しなければならない。
- 2 甲は、乙の個人情報管理体制を確認するため、必要に応じ立入検査を行うことができる。

(勧告)

第10条 甲は、乙が本契約の業務を行うに当たり個人情報の取扱いが不適当と認められる場合は、乙に対して是正を求めることができる。

(事故発生時における報告)

第11条 乙は、本特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったとき は、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第12条 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、乙が負担するものとする。